平成２４年（フ）第４８０３号
大阪市平野区喜連西４丁目６番59号　吉原歯科医院内
破産者　株式会社ＷＩＴＨ．Ａ．ＷＩＬＬ
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０６８号
大阪府門真市新橋町５番２号　第２東ビル204
破産者　有限会社かるぱ
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２号
大阪府羽曳野市向野１丁目７番10号
破産者　株式会社アドヴァンスト・テラオカ
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３５２号
堺市美原区大饗293番地の５
破産者　岸田石油株式会社
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
島根県邑智郡邑南町出羽293番地５
破産者　岩本喜美子
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第３０２号
徳島県吉野川市山川町翁喜台333番地
破産者　有限会社土井建設
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
群馬県佐波郡玉村町大字板井1168番地１
破産者　有限会社マツイ工業
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３７号
群馬県前橋市朝倉町824番地２
破産者　株式会社ＰＬＡＮＥＴＤＥＳＩＧＮ
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３８号
群馬県太田市大原町943番地５　プライムメゾンＣ－３号
破産者　小玉　　一
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６４０２号
東京都文京区音羽１丁目15番12号202
破産者　株式会社オプティコム
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４１号
東京都千代田区飯田橋３丁目７番３号
破産者　株式会社プロシード
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４２号
埼玉県さいたま市大宮区大成町１丁目172―１―504
破産者　宮田　　誠
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３０号
東京都国分寺市東戸倉２丁目24番58号
破産者　株式会社日本研修企画センター
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３１号
東京都国分寺市東戸倉２丁目24番地58
破産者　加藤　啓六
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２４６号
横浜市青葉区新石川１丁目28番２号
破産者　有限会社オール
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２０号
神奈川県平塚市土屋2020番地５
破産者　有限会社五月企画
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９２号
長野県千曲市大字戸倉温泉3055番地
破産者　柳沢合名会社
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２９８号
静岡市清水区富士見町１番11号
破産者　有限会社静岡小型船舶学苑
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０５号
静岡市駿河区敷地２丁目27番１―201号
破産者　株式会社しずおか介護用品
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田1477番地
破産者　岩下　富之
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
栃木県小山市大字出井1055番地１
破産者　株式会社諏訪土建
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第７８７号
千葉県市川市中国分５丁目18番16号
破産者　金田　裕幸
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係